

様式 1 申請に対する処分（審査基準・標準処理期間の設定）について
附属品検査

所管所属	消防チーム
------	-------

根拠条文

高压ガス保安法第 49 条の 2

バルブその他の容器の附属品で経済産業省令で定めるもの（第 59 条の 9 を除き、以下単に「附属品」という。）の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関が経済産業省令で定める方法により行う附属品検査を受け、これに合格したのものとして次条第 1 項の刻印がされているものでなければ、当該附属品を譲渡し、又は引き渡してはならない。ただし、次に掲げる附属品については、この限りではない。

一 第 49 条の 5 第 1 項の登録を受けて附属品の製造の事業を行う者（以下「登録附属品製造業者」という。）が製造した附属品（経済産業省令で定めるものを除く。）であって、第 49 条の 2 第 3 項の刻印がされているもの

二～四略

高压ガス保安法施行令第 18 条（都道府県知事が処理する事務）

2 次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。

六 内容積 500 リットル以下の容器に装置されている附属品に関する法第 49 条の 2 第 1 項、第 49 条の 3 第 1 項並びに法第 56 条第 4 項において準用する同条第 1 項及び第 2 項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に装置されている附属品に係るものを除く。）

審査基準

1（法律上の規定による基準）

高压ガス保安法第 49 条の 2 第 4 項

第 1 項の附属品検査においては、その附属品が経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格に適合するときは、これを合格とする。容器保安規則第 13 条（法第 49 条の 2 第 1 項の容器の附属品）

法 49 条の 2 第 1 項の容器の附属品は、次の各号に掲げるものとする。

一～三 略

容器保安規則第 16 条（附属品検査の方法）

法 49 条の 2 第 1 項の経済産業省令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。

一～四 略

容器保安規則第 17 条（附属品検査における附属品の規格）

法 49 条の 2 第 4 項の経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一～八 略

2 前項の規定にかかわらず、型式試験に合格した型式にあつては、附属品検査のうち当該型式試験において実施した試験と同一の内容のもの、附属品検査に合格した型式にあつては、型式試験のうち当該附属品検査において実施した試験と同一の内容のものをそれぞれ省略することができる。

2（審査基準）

高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について

（平成 19・06・18 原院第 2 号）

容器保安規則関係

容器保安規則の機能性基準の運用について（平成 10・03・20 立局第 2 号）

標準処理
期間

標準処理機関	標準処理期間の内訳			備考
	受付		処理	
3 日	機関		機関	消防チーム
	期間		期間	3 日